

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(○○)第●●号、平成●●年(○○)第●●号 納稅告知取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成29年9月29日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成29年1月19日判決、本資料267号-12・順号12961)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成28年7月19日判決、本資料266号-105・順号12883)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年9月29日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 小貫 芳信

裁判官 山本 庸幸

裁判官 菅野 博之

当事者目録

合同会社A破産管財人

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	佐藤 歳二 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	鷺津 晋一